

岩手県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年7月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社森の風	久慈市中央三丁目19番地	かあさんのいえ。	久慈市長内町第16地割31番地3	平成22年7月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社紫峰会	盛岡市南青山町19番24号南アパート101号	介護福祉相談センター「ふくろうの家」西根	八幡平市大更第18地割50番地189	平成22年7月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社森の風	久慈市中央三丁目19番地	かあさんのいえ。	久慈市長内町第16地割31番地3	平成22年7月1日